

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ御殿場原里店 御殿場市川島田字一ノ沢1698—11 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 駿東郡長泉町下長窪303—1 代表取締役 神尾啓治

3 変更事項

- (1) 施設の配置に関する事項（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり。）

荷さばき施設の位置及び面積

項目	変更前	変更後
荷さばき施設①	60.0㎡	60.0㎡
荷さばき施設②	—	25.0㎡
合計	60.0㎡	85.0㎡

- (2) 施設の運営方法に関する事項（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり。）

荷さばきを行うことができる時間帯

項目	変更前	変更後
荷さばき施設①	6:00～22:00	6:00～22:00
荷さばき施設②	—	22:00～翌6:00

4 変更年月日

令和元年6月19日

5 届出年月日

令和元年6月18日